

恭あなたの介護保険料を 確認しましょう

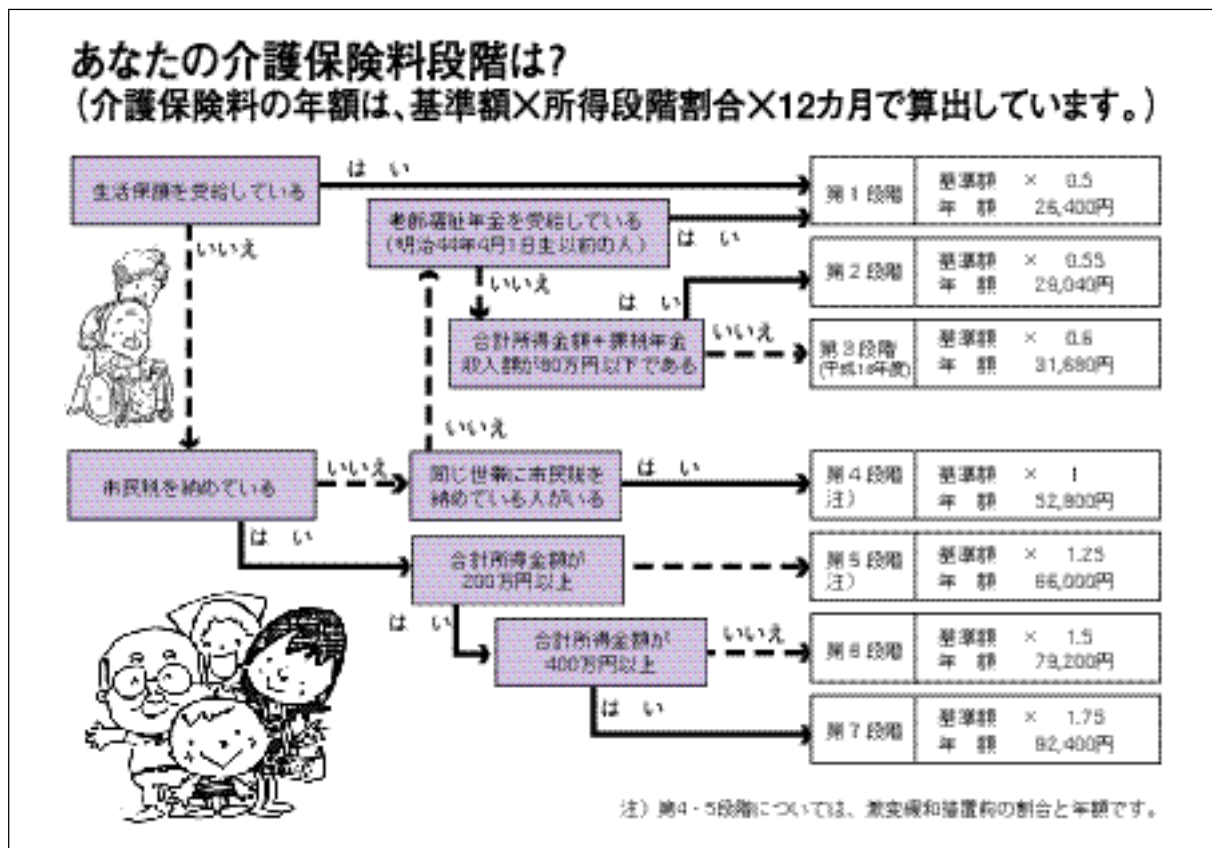
問い合わせ 介護保険担当 ☎38-2046

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、皆さんの所得に応じて設定されます。平成十八年度からは、六十五歳以上のかたで、所得が低いのかたの負担能力に、よりきめ細かく対応できるよう、「保険料段階」を見直しました。

下図を参考に、あなたの「介護保険料段階」をご確認ください。

四十歳から六十四歳のかたは、加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と合わせて徴収されます。

恭65歳以上のかたの介護保険料の決め方 保険料段階の見直しが 行われました



介護保険料の 減免制度

災害や失業、または低所得などの理由により、介護保険料を納めることが困難な事情が生じたかたについては、保険料の減免を受けられる場合があります。

対象となるかた

次の から に該当するかたは、下表を確認いただき、介護保険担当窓口でご相談ください。

今年度中の災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたかた。

保険料段階が、第四から第七段階で、世帯主の死亡もしくは心身に重大な障がいを受けたかた長期入院で、または失業などにより、あなたやご家族の所得が前年に比べて大幅に減少するかた。

世帯全員の市民税が非課税で、老齢福祉年金(明治四十四年四月一日以前に生まれかた)を現在受給しているかた。

芦屋市無年金外国籍高齢者等福祉給付金を受給しているかた。

前年の年間収入金額が、百五十万円以下所得段階が第三段階)のかた。

前年の年間収入金額が、八十万円以下所得段階が第二段階)のかた。

申請手続き

減免を受けようとする場合は、介護保険料減免申請書に必要書類を添付して、納期限の七日前までに、提出いただく必要があります。

減免の詳細および手続きについては、高年福祉課介護保険担当へご相談ください。

介護保険料の減免制度一覧

段階	減額の対象となるかた	減額内容
第1段階	老齢福祉年金の受給者	
第2段階	収入が少なく、生活が著しく困窮しているかた 前年の年間収入金額が60万円以下であるかた(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、60万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき17万5,000円を加算した金額)	第1段階の半額の保険料に減額
	前年の年間収入金額が80万円以下であるかた(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、80万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき17万5,000円を加算した金額)	基準額の4割へ減額
第3段階	収入が少なく、生活が著しく困窮しているかた 前年の年間収入金額が150万円以下であるかた(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、150万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した金額)	第2所得段階へ減額
第4～第7段階	失業等により、所得が激減したかた 生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により、前年と比べ所得が半分に以下に大幅に減少するかたのうち一定の要件に該当するかた	所得の減少の割合に応じ減額
全段階	災害により被害を受けたかた 風水害・火災などにより、住宅・家財に著しい被害を受けたかたのうち、一定の要件に該当するかた	被害の程度に応じて保険料の5割もしくは、全額
	芦屋市無年金外国籍高齢者等福祉給付金の受給者	第1段階の半額に減額

介護保険料の納め方

普通徴収...年金天引き以外のかた
年金額が年18万円未満のかたや転入等のかたは、年間保険料を7月から翌年2月まで8期に分けて納めていただきます。

口座振替が便利です

手続きは簡単です。

保険料の納付書・預金通帳・印鑑(通帳の届出印)を持ち、市指定の金融機関で手続きしてください。

特別徴収...年金からの天引きのかた

年金額が年18万円以上のかたは、偶数月に年金から天引きとなります。また、平成18年4月から遺族年金・障害年金も天引きの対象となりました。前年度から特別徴収のかたの保険料は、4・6・8月は仮算定の保険料を納めていただき、保険料確定後、10・12・2月で仮算定分と調整しお支払いいただくこととなります。

ご注意

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて保険給付が制限される場合がありますので、納め忘れのないようお願いします。

